

那覇市電子入札運用基準

本運用基準は、那覇市長及び那覇市上下水道事業管理者（以下「発注者」という。）が発注する建設工事及び建設工事に伴う業務委託の電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）を適正かつ円滑に運用するため、他に定めるもののほか、電子入札に必要な事項を定めるものとする。

第1章 電子入札の基本方針（第1条・第2条）

第2章 利用者登録及びICカードの取扱い（第3条－第6条）

第3章 電子入札案件の公表等（第7条・第8条）

第4章 入札書等の提出（第9条－第11条）

第5章 開札（第12条－第19条）

第6章 提出書類等の取扱い（第20条－第24条）

第7章 紙入札（第25条－第28条）

第8章 障害発生時の対応（第29条）

第9章 電子入札システム等の運用時間（第30条）

付則

第1章 電子入札の基本方針

（電子入札運用の基本）

第1条 発注者が電子入札で行う旨を指定した案件は、電子入札システムで処理するものとし、電子入札以外の紙による入札（以下「紙入札」という。）は、原則として認めないものとする。

（電子入札の対象）

第2条 電子入札の対象となる事業及び入札形態は、次のとおりとする。

対象事業	入札形態
建設工事	制限付一般競争入札
建設工事に伴う業務委託	指名競争入札 随意契約

2 発注者は、電子入札とする案件については、当該入札案件に対する入札公告又は指名通知書にて電子入札指定案件である旨を明示するものとする。

第2章 利用者登録及びICカードの取扱い

（入札参加者の利用者登録）

第3条 本市における競争入札参加資格を有し、電子入札（見積りを含む。以下同じ。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「特定認証局」という。）が発行した電子証明書を格納したカード（以下「ICカード」という。）を取得し、電子入札システムにて利用者登録を行うものとする。

2 入札参加者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに登録内容の変更を行わな

なければならない。

(登録 I Cカードの取扱い)

第 4 条 入札参加者が利用者登録できる I Cカードの数は、1 者につき複数枚可能とする。

- 2 入札参加者は、利用者登録済みの I Cカード（以下「登録 I Cカード」という。）の失効が生じた場合（登録 I Cカードの有効期限が到来する場合において、特定認証局へ失効届を提出したときを含む。）は、新たに取得した I Cカードをもって再度利用者登録を行うものとする。

(共同企業体における登録 I Cカードの取扱い)

第 5 条 特定建設工事共同企業体の電子入札に使用する登録 I Cカードは、当該共同企業体の構成員から入札及び見積りに関し委任を受けた構成員の登録 I Cカードとする。

(I Cカードの不正使用等の取扱い)

第 6 条 入札参加者は、不正に登録 I Cカードを用い、又は失効事由が生じている登録 I Cカードを用いて電子入札に参加してはならない。

- 2 発注者は、開札後落札者又は落札者となり得る候補者（以下「落札候補者」という。）に前項に反する入札が判明したときは、落札候補者資格の取消し、落札者決定の取消し、契約締結の保留、契約解除等の措置を行うことができるものとする。

第 3 章 電子入札案件の公表等

(入札情報公開システムによる公表)

第 7 条 発注者は、建設工事及び建設工事に伴う業務委託の発注予定、入札公告、入札結果、契約結果等の公表の方法は、書面による掲示・閲覧等のほか、入札情報公開システムにより行うものとする。

(公表した案件情報の錯誤に対する措置)

第 8 条 発注者は、入札公告日又は指名通知日以後において、公表した案件情報の表記に錯誤がある場合には、次の手順により改めて新規案件として公表を行うものとする。

- (1) 錯誤案件に対して入札書の提出が行われるのを防ぐため、直ちに受付を締め切る。
- (2) 錯誤案件が錯誤である旨を案件名に追記し、入札参加者に修正した新規案件に改めて入札参加するよう示す。
- (3) 既に入札書の提出のあった入札参加者に対しては、確実に連絡のとれる方法で連絡し、修正した新規案件に対して入札に参加するよう依頼する。

第 4 章 入札書等の提出

(期日等の設定)

第 9 条 入札書受付開始日は、公告日（指名競争入札においては指名通知日）の翌日以降の日とする。

- 2 入札書受付締切日は、原則として開札日の前日とする。
- 3 入札書受付開始時刻及び入札書受付締切時刻は案件ごとに設定するものとする。
- 4 その他見積期間及び期日の設定は、従来の運用に準ずるものとする。

(入札書等の提出方法)

第 10 条 入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに入札に必要な事項を入力し、電子入札システムにより入札書を提出するものとする。

2 入札参加者は、発注者から入札金額内訳書の提出を求められたときは、発注者が指定する様式にて作成し、電子ファイルにより入札書と同時に提出するものとする。この場合において、入札金額内訳書の作成に使用するファイル数は 1 ファイルとし、ファイル作成方法及びその取扱い方法については、第 6 章の規定を適用するものとする。

(入札の辞退届)

第 11 条 指名競争入札参加者が入札を辞退するときは、辞退届を提出しなければならない。

第 5 章 開札

(開札の執行)

第 12 条 発注者は、事前に設定した開札日時に開札を行うものとする。ただし、当該入札に第 7 章に規定する紙入札により入札に参加する者（以下「紙入札業者」という。）がいる場合は、発注者の開札執行宣言後、紙による入札書（以下「紙入札書」という。）の記載金額等を電子入札システムに登録した後、システムによる開札を行うものとする。

(開札時の立会い)

第 13 条 発注者が別に定める要綱及び心得等の規定にかかわらず、電子入札においては、地方自治法施行令（以下「自治令」という。）第 167 条の 8 第 2 項及び第 167 条の 13 の規定を適用し、入札者又は当該入札事務に関係のない職員（以下「入札者等」という。）を立ち合わせないで開札を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該入札に紙入札業者がいる場合であって、入札金額の改ざん等の不正行為防止のため入札者等の立会いが必要と発注者が認めたときは、自治令第 167 条の 8 第 1 項及び第 167 条の 13 の規定を適用し開札を行うものとする。

(入札書等未到達者の取扱い)

第 14 条 入札書受付締切日時において入札書等が電子入札システムサーバーに到達していない場合は、入札を辞退したものとみなす。

(複数入札等の取扱い)

第 15 条 発注者は、複数落札の制限のある案件等に係る入札書の開札を行う場合は、先に執行した入札の落札者がその後に執行する入札案件に入札書を提出しているときは、当該入札書を開札した後に落札者を決定するものとする。

2 発注者は、先に執行した入札が何らかの事情により落札者決定が保留となった場合には、後に執行する入札の入札書は全て開札し、その結果、落札候補者が先に執行した入札の落札候補者と同一のときは、先に執行した入札の落札者が決定するまで落札を保留とする。

(入札書提出後の修正等の処理)

第 16 条 入札書（見積書含む。）は、入札参加者の送信データが電子入札システムサーバーに到達した時点で提出されたものとし、いかなる理由にあっても書換え、引換え又は撤回はさせないものとする。

2 発注者は、電子入札システムによる入札書の提出後、開札前に当該入札参加者の参加資格が

喪失したと認められるとき（指名停止処分又は倒産等のとき）は当該入札書を無効として開札しないものとする。

（くじによる処理）

第 17 条 発注者は、落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）となるべき同価（総合評価落札方式の場合は同評価値）の入札をした者が 2 人以上ある場合は、原則として電子入札システムによる電子くじをもって落札者等を決定するものとする。

2 発注者は、開札の結果、電子入札システムによる電子くじを行ったときは、その結果を電子入札システムにて入札参加者に公表するものとする。

3 第 15 条第 1 項及び第 2 項について、後に開札する案件において電子くじで落札者等を決定する場合であって、当該入札参加者が落札者等となるべき同価の入札をしたときは、当該入札参加者を電子くじ対象者に含めて電子くじを執行するものとする。

（落札者決定通知書の交付）

第 18 条 発注者は、電子入札により落札者を決定したときは、「落札者決定通知書」（随意契約の場合「決定通知書」）を落札者に交付するものとする。

（落札者決定が遅れる場合の処理）

第 19 条 発注者は、落札者決定が開札予定日時から著しく遅延する場合は、当該入札参加者に状況の説明を行うものとする。

第 6 章 提出書類等の取扱い

（使用アプリケーション及びファイル形式等の指定）

第 20 条 入札参加者が当該入札案件にて提出する書類（以下「提出書類等」という。）を電子入札システムの機能を利用して電子ファイルにより提出するときは、使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は下欄に掲げるとおりとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	「doc」又は「docx」形式
2	Microsoft Excel	「xls」又は「xlsx」形式
3	その他のアプリケーション	・PDF ファイル ・画像ファイル（JPEG 形式及び GIF 形式） ・その他特別に認めたファイル形式

（圧縮方法の指定）

第 21 条 提出書類等をファイル圧縮する場合は、ZIP 形式に限定するものとする。

（提出書類等の持参の基準）

第 22 条 提出書類等のファイル容量は 3 メガバイト以内とし、3 メガバイトを超える場合は、持参するものとする。なお、持参する提出書類等は一式とし、電子入札システムによる電子ファイルとの分割提出を認めないものとする。

（持参書類の提出期日及び提出場所）

第 23 条 提出書類等の提出期限は、入札案件の公告に示す当該提出書類等の提出期限と同じとする。

2 前条の規定による提出書類等の提出場所は、公告又は指名通知書に示す場所とする。

(ウイルス感染ファイルの取扱い)

第 24 条 入札参加者は、ウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適応して提出書類等を作成し、送信する際には、必ずウイルス感染のチェックを行うものとする。

2 発注者は、入札参加者から送信された提出書類等へのウイルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等を中止して当該入札参加者に提出書類等がウイルス感染している旨を電話等で連絡し、別途提出書類等を持参するよう指示するものとする。

第 7 章 紙入札

(紙入札を認める特例)

第 25 条 入札参加者は、次に掲げる事由により紙入札による入札参加を必要とするときは、発注者へ「紙入札参加承認願 (第 1 号様式)」を当該入札の入札書受付締切予定日までに提出し、発注者から紙入札による入札参加の承認を得なければならない。

(1) 登録 I C カードの失効 (代表者、商号又は名称の変更が生じた場合)、破損等で使用できなくなったことによる、I C カード再発行の申請中の場合

(2) システム障害等により電子入札での参加ができない場合

(3) その他発注者がやむを得ない事由があると認める場合

2 発注者は、前項の「紙入札参加承認願」が提出されたときは、全体の入札手続の影響を考慮した上でその認否を決定し、その結果を「紙入札参加承認通知書 (第 2 号様式)」により通知するものとする。

(紙入札の取扱い)

第 26 条 前条の規定に基づき紙入札での参加又は紙入札への変更を認めた場合は、発注者は、次の処理を行うものとする。

(1) 紙入札業者に対し、電子入札に係る作業を行わないよう指示する。ただし、既に実施済の電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱う。

(2) 紙入札業者に提出書類等の様式を指定し、当該電子入札案件の開札予定日時に応札するよう指示する。

(紙入札書の入札・開札場所)

第 27 条 発注者は、紙入札書の入札・開札場所を「紙入札参加承認通知書」等により紙入札業者に示すものとする。

(紙入札による入札方法)

第 28 条 紙入札業者は、持参する紙入札書等に必要な事項を記載の上記名押印し、指定された入札及び開札場所に設置された所定の入札箱に投かんするものとする。また、発注者から入札金額内訳書の提出を求められたときは、当該入札書と併せてこれを投かんするものとする。

第8章 障害発生時の対応

(発注者側の障害発生時の対応)

- 第29条 発注者は、電子入札システムの障害等により、電子入札の執行が困難な場合は、状況を調査確認し、復旧見込み等を総合的に判断して入札参加申請及び入札及び開札の延期若しくは中止又は紙入札への変更などの対応をとるものとする。この場合、状況に応じ、ホームページ、電子メール、電話等の手段により入札参加者等に連絡・公表を行うものとする。
- 2 発注者は、電子入札システムの障害により開札を中止する場合は、既に提出された入札書の開札を行わないものとする。
- 3 発注者は、当該案件を電子入札から紙入札への変更を決定したときは、案件名に「紙入札に移行」(随意契約の場合は、「紙見積りに移行」)と表記し、以後入札参加者に対し当該案件に係る電子入札システムによる処理は行わないよう指示するものとする。

第9章 電子入札システム等の運用時間

(電子入札システム等の運用時間)

- 第30条 電子入札システム、電子入札ヘルプデスク及び入札情報公開システムの運用時間は、次のとおりとする。

区 分	運用時間	備 考
電子入札システム	発注者 午前8時00分～午後10時00分	土曜日、日曜日、国民の祝日（振替休日を含む）及び年末年始（12/29～1/3）は終日休止
	応札者 午前8時00分～午後10時00分	
入札情報公開システム	発注者 午前8時00分～午後10時00分	
	応札者 午前6時00分～午後11時00分	
電子入札ヘルプデスク	午前9時00分～午後5時30分	

付 則

(施行期日)

この基準は、平成19年12月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この基準は、平成25年6月3日から施行する。

付 則

(施行期日)

この基準は、平成27年8月19日から施行する。

付 則

(施行期日)

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この基準は、令和8年5月7日から施行する。

年 月 日

所在地
商号
代表者 様

発注者

紙入札参加承認通知書

年 月 日付け申請のあった下記案件への紙入札による参加については、
(承認 否) とします。

記

件名

否とする
理由